大阪市障がい者施策推進協議会

令和４年度 第２回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議会　議事録

　　　　　　　　　　　　 日時：令和５年３月20日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　 午後１時30分～午後３時

　　　　　　　　　　　　　　　　　　場所：大阪市役所　屋上階　P１共通会議室

開会

 (松村障がい者施策部長：開会挨拶)

（委員紹介）17名中17名参加

 (資料確認等)

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきたいと思いますので、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

発言される際には、各委員必ずマイクを使っていただきまして、お名前を言ってからゆっくりとお話をしていただければ幸いです。Web参加の方もそうしていただければと思っております。

議題に入ります前に、今回新たに就任されました、社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会港区障がい者基幹相談支援センター管理者の北山委員から一言ご挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願いします。

北山委員：《あいさつ》

北野部会長：

　北山委員、ありがとうございました。

　現場の皆さんの声は大事ですので、是非ともフランクにご意見いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは議題１としまして「令和４年度の第１回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」ということで、内容につきまして事務局より説明をどうぞよろしくお願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料１について説明】

北野部会長：

　ありがとうございました。

　　只今の事務局からの説明につきまして、委員の皆さまからご意見・質問をいただきたいと思いますが、ご意見等ございますか。

北野部会長：

　今特にないようでしたら、また後程でも結構ですので、ご意見いただければと思います。

では、続いて議題２「相談窓口における対応状況（令和４年８月～令和５年２月）について」事務局から説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料２について説明】

北野部会長：

　ありがとうございました。

　事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

古田委員：

　古田です。

　まだコロナも明けきっていないので、件数としては少なめですけれど、「エ」と「オ」の事例、これは入居差別ですよね。

　昔からずっと続いていまして、今も障がいのある人が家を借りようと思ったら何十件も不動産屋を回らないといけないというようなことがあります。以前も啓発チラシを大阪府とも連携をしながら作成をしてもらいましたが、なかなか入居差別がおさまりません。はっきり障がいを理由に断るというように言われないのが常でして、それで事実確認ができないということで、これは意見扱いになっているかと思うのですが、せっかくこれは差別だと訴えているものを意見扱いされたら忍びないので、分け方として不当な差別的取扱いとして入れてもらえないものかと思います。

　それから、グループホームの裁判もあるのですが、グループホームに対しても「入居するな、出ていけ」みたいな話もありますので、これは是非とも研修・啓発資料を作って働きかけていただきたい。

　あと、居住支援協議会を国としても全自治体でやるように言っています。大阪市は大阪府がやっているからということで、なかなか進まなかったのですが、今年ぐらいからやるような方向だということを聞いております。

　障がいの部局と、それから住宅の部局と、あと、宅建業者や家主などが入った居住支援協議会で、お互い顔の見える関係を作っていこうということができたらと思っております。障がいのある人がどういうふうに暮らしているのかということが全く知られておらず、そのため不安が高じて、漠然とした不安から、家賃を払ってもらえないのではないか、汚されるのではないか、火を出されるのではないかと思って断るパターンが多いと思います。居住支援協議会の場を使って、実際に障がいのある人がどういうふうに暮らしているのか、例えばビデオなどを作って、顔を出す出さないなど難しいところもありますが、障がい種別ごとにビデオを作って、居住支援協議会で映していくというのは結構効果があるのではないかと思います。

　差別はしてはいけませんよというだけでなく、実際に障がいのある人はこういうふうに暮らしていて、支援者もついて暮らしているんですよ、というのを伝えていくことが大事かなと思っていますので、そのようなことの検討もお願いしたいなと思っています。

　「コ」の事案ですが、市営住宅のゴミ捨て場の鍵開け、階段の掃除、これを視覚障がいの人がするのはなかなか難しいのではないかなと思います。

　市営住宅でずっと続いているのですが、自治会活動が住民の高齢化によってなかなかできなくなってきている中、障がいがあっても体が動くのであれば「自治会活動をやりなさい」「いやできません」と言って揉めてしまい、トラブルになってしまうことが多いです。今回もそういう類かと思いますが、これからますます高齢化が進んでいくので、自治会活動を外注していくことも必要ではないのでしょうか。

　たしか市議会でも議論になっていたと思います。高齢化していく中で成り立たなくなってくるのは事実ですし、この構造的な問題を解決するようにもっていけないものかなと思います。

　それから「サ」の事例、これは言語障がいのある人がちょうど大晦日にコンビニに行き、差別的な扱いを受けたというものです。言語障がいによって、会話がなかなか聞き取れなかったのか、不審者扱いされて、警察も呼ばれたみたいで、お正月はつらい思いをして過ごすことになってしまいました。アルバイトの人が１人でやっていた時間帯と聞いています。年末でいろいろ重なってこういうことになってしまったのでしょうが、本人はとてもつらい思いをしました。コンビニやスーパーも日常的に利用するものなので、スタッフの理解を求めるような啓発も是非検討いただければと思います。

北野部会長：

　はい、古田委員ありがとうございました。

古田委員から、いくつか大事な議題を提示していただきました。

一つは、最初に言われた、「エ」と「オ」の事例です。この事例をどう分類するのかということにつきましては、前回も前々回も事例検討会議でも、私たちもどこにこの案件をどう入れるのか、今、少し悩んでいるところで、ただいま精査中です。ただ精神の障がいのある人たちが、無理解といいますか、非常に失礼な対応を受けて、すごく苦しんでいるというのはこの「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」の事例の中でも感じます。

「エ」の事例は、残念ながらご本人が、事業者へ働きかけをおこなうことを拒否されていますので、対応ができなかったのですが、「オ」の事例については、どういう形でカテゴライズするかということについて考えていかないといけません。

あと、地域生活支援の根本は、居住の場所です。介護の問題だけではなく、居住の場がないと地域生活支援はできませんので、住宅の問題は重要な課題だと考えます。住宅における差別の問題について、啓発ビデオなどの作成、障がい特性をふまえたものができないか、という提案もありましたので、また考えていけたらと思います。

それから「コ」の事例です。市営住宅の問題です。これまでもずっとこの市営住宅の問題で、亡くなられた方もいらっしゃるという辛い経験を私たちはしてきました。この「コ」についても、かなり慎重に検討したのですが、一方で「コ」の事例は視覚障がいのご本人が就労されているということで、「一定のことはやれます」ということを本人からおっしゃられました。「ここはできます」と、「これ以上は無理です」という形で話し合いの結果、やれることはやっていただいて、困難なところはやらないという形で、今、展開しているということでございます。

それから、「サ」です。大晦日の店員が足りないときにかなり多くのお客さんが来られた状況の中で、非常に不快な対応をされてしまったという事例ですが、事務局から対応についてご説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

ご意見ありがとうございます。

まず、事案の分類ですが、不当な差別的取扱いなのか、合理的配慮の不提供なのか、環境の整備なのか、それ以外なのかに分類したときに傾聴に入れざるをえない状況になっていますが、まずどの案件についても我々は真摯に受け止めて、動けるところは動くという対応をしています。苦情・不満だから何もしないとか、聞くだけで終わるということではなく、できることがあるのであれば、きっちり動くということは変わりない対応をしているつもりでございます。

次に住宅の関係でございますが、こちらも居住支援協議会とも連携は今後もしていきたいというふうに思っておりますが、ご意見いただいたビジョン、案についてもまた連携をしていきたいなというように思っているところです。

「コ」の事案の市営住宅ですが、こちらは先ほど北野委員からご紹介ありましたが、この方が就労をしているということで、全くできないというわけではないというところです。我々、先ほど申し上げた通り、都市整備局、住宅管理センター、自治会長を交えて話し合いを行わせていただきまして、例えば、鍵開けまではできるとして、階段の掃除で言いますと、隅々までぴかぴかに綺麗にする必要はないというところを自治会長さんも仰ってたりもしまして、その辺りで一定納得をいただいたというところです。

次は「サ」の案件のコンビニの件です。先ほどご紹介いただきました通り、大晦日の日に、当時一人で対応していたところに人が殺到してということで、なぜ警察を呼んだのかというところですが、誰かに間に入って欲しかったという本人の話であったということでございます。それにしてもちょっと酷い扱いかなというところでございますので、しっかりと啓発をしてきたというところでございます。

北野部会長：

ありがとうございました。

ここで他の委員からも、お気づきの点等がありましたら、はい。どうぞ。

大畑委員：

大畑でございます。

事務局の方にご質問なるかもしれませんけれども「ク」と「ス」の視覚と聴覚の障がいの事案でございますけれども、いずれも厚生労働省に要望をお伝えしているということですけれども、何か回答がございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

北野部会長：

はい。そうですね。

一つはもちろん後でおっしゃられた、その「ク」と「ス」の日本年金機構とですね、それから、あとは国家試験ですね、これについては、かなりやりとりしていますので、ご説明お願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：

ご意見ありがとうございます。

「ク」の案件と「ス」の案件ですが、最終的に厚労省に伝えたという話でございます。まず年金機構について、この間、かれこれ半年近くやり取りをしてきました。その中で日本年金機構の話もなかなかうまく進まないといいますか、組織の大きさもございますし、なかなか対応に結べなかったというところは反省点でございます。

最終、環境の整備ということで、視覚障がいのある方で年金を受給している方が10万人おられるということで、その10万通に点字の表示をつけるかどうかという話になっています。環境の整備となると、すぐに実現するというところはなかなか難しいのかもしれないのですが、申出内容を伝えさせていただいたところ、承るというような発言にはなっております。これは粘り強く説明をといいますか、対応させていただきたいなというふうに思っているところです。

「ス」の国家試験の受験資格の話ですが、実は最近上がってきた事例でまだ継続中ではありますが、国の部局には問題提起をさせていただいております。直ちに変えるとか変わるというような話は特に今のところはありませんが、こちらも粘り強く対応して参りたいなと思っているところです。

以上です。

北野部会長：

大畑委員おっしゃるように、この国とのやりとりを大阪市もかなり、今、熱心にしているところです。「ス」の事案については、いったんは大阪市の手話通訳の派遣等、できる部分は市で対応していくというところです。しかし、今後は全国的なレベルで展開してもらえるように国に要望していきたいと思っているところでございます。ありがとうございました。

では、福島先生、お願いいたします。

福島委員：

関西大学の福島と申します。ウェブ上から失礼します。私からは質問が二つあります。

まず一つ目、「オ」の事例でグループホームの事案ですが、ここでグループホームとして物件を探していたかということですけれど、ここで探されていた方というのは、障がいのある方なのか、それとも障がいのない方なのかというのがまず１点目の質問になります。

２点目の質問ですけれど、すでにもうご質問があったところと重複してしまうところもありますが、最後の「ス」のところで、これ※印の赤字で書かれている部分ですが、制度の中で適切に合理的配慮の提供がなされるような仕組みづくりが必要ではないかということを、厚生労働省に問題提起を行うというように書かれていますが、ここで念頭に置かれているその仕組みづくりというのは、具体的にどういうものなのかというのが二つ目の質問になります。

先ほど北野先生から、もう少し大阪市としても関わっていくことが必要なのではないかというご発言もありましたけれど、その点も含めて、少しご説明をいただければと思います。私からは以上となります。

北野部会長：

はい。ありがとうございました。

福島委員から二つご質問がありました。１つ目は「オ」の事例ですけれども、グループホームの物件を探していたのは、障がいのあるご本人なのかどうなのかというご質問です。

２つ目は、最後の「ス」の事例です。この制度の中で適切に合理的配慮が提供なされる仕組みづくりというイメージを、今、どこまで考えているかということを含めて、ご質問出ましたので、事務局からよろしくお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

ご質問ありがとうございます。

まず「オ」の事例でございますが誰が探していたかということでございますが、こちらは、支援者の方が探しておられた際にということでお聞きをしているところでございます。

次に、「ス」の案件でございますが、国の制度の中で適切に合理的配慮の提供がなされるような仕組みが必要ということを書かせていただいていますが、先ほど説明させていただいた通り、国の制度ではあるものの、この事業そのものが、いわゆる受講料のみで成り立ってる事業でございます。その受講料と手話派遣にかかる費用面での比較で言いますと、かなりといいますか、数倍の費用がかかるというところでございます。合理的配慮の提供をするにあたって、たまたま配慮を必要とする人が研修を受ける事業者が負担するというものではなく、国全体として制度として、合理的配慮を確保することを考えるべきではないかということで、書かせていただいています。

ただ、今回の相談者に対する合理的配慮については、いわゆる意思疎通支援を利用して、大阪市でできるのではないかというところで、今前向きに検討させていただいているところでございます。

以上です。

北野部会長：

はい。福島先生、よろしいでしょうか。

福島委員：

はい。それぞれの質問の意図というか趣旨について説明をしますと、１つ目の質問に関しては、支援者であったということですので、そうすると一つの考え方としては、障がいのある方の支援者についても、差別的な取り扱いとか、或いは合理的配慮の不提供として、これ取り扱うことは多分可能かと思いますので、そういった観点からすると、障がいを理由とする差別の事案だというふうに、とらえることは可能なのかなというのが、私の意見ということになります。

２つ目ですが、ご回答をお伺いしていると合理的配慮の問題というよりは、むしろ環境の整備の問題としてとらえられているのかなと感じます。確かに相談された方が手話通訳者の配置を求めているという、そういうことを踏まえて言うと、それはお金がかかるから、だからまずは制度作りだという、それは一つの考え方だと思いますが、他方でしかし合理的配慮というのは、その可能な範囲内で対応するということなので、そういった観点から考えていくともう少しそのお金のかからない合理的配慮のあり方というのも、大阪市として提案していくというのも一つ考えておくべきことなのかなというふうに思います。

ＵＤトークとかありますけれど、そういったものも含めて、もう少しこうコストのかからない支援のあり方というのも、大阪市としてその事業者、この場合で言うと、研修実施機関に対して、提案していくということも考えていく必要があるのかなあというふうに個人的には思います。私からは以上です。

北野部会長：

はい。

福島先生ありがとうございました。私たちも、まずは合理的配慮について考えるというところです。そのうえで、制度的な仕組みを含めて環境の整備を将来的な展望としてやっていくというように理解しているとこでございます。

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい。山本委員。

山本委員：

山本です。

「エ」と「オ」の精神の案件に関して、意見を言いたいと思います。

私も10年以上前になりますが、グループホームを運営していたことがありました。

そのときに、近所の方や、１階に暮らしてる方から足音が大きいとか、もろもろの日々の音に対する不安を言われました。そのために不動産会社から呼び出しをされる、そのようなことがずっと続いていくことは非常にしんどい、そのためどこか転居できる先を探していこうということで話をしていました。しかし、不動産会社は精神障がいがあるということで不安を感じています。暮らしぶりについて、例えば日中家にいたり、夜中に動き出すような暮らしをしていることなど、様々な特性について理解はしていただいていたとしても、結局オーナーに障がいのことを伝えると不安だとおっしゃられる。

しかし、これは理由のない不安というか、火災を起こすかもしれない、何々をするかもしれないという何をするかわからないというように表現されていましたので、それは私たちからしても、横にこないでくださいと言っているような、排除そのものでしかなかったので、オーナーが感じる不安というのは、私たちからすれば差別にあたると感じます。

障がいそのもののことや、生活上の特性などについて理解していただいていないということも原因としてあるかとは思います。私たちはグループホームでの暮らしをホームビデオに撮って顔をぼかして、それぞれの個性や、どんな議論をしているかということも含めてオーナーとともに話をしたいと提案をしたのですが、そもそも土俵に乗ってきていただけませんでした。そんなときにどうしたらいいのかと感じました。

最終的には、精神疾患を抱えている人たちだとわかったうえで、グループホームとして貸していただける先を探してもらったのですが、２年ぐらいかかりました。

やはり、不動産会社との協力関係を作るということが大切ですが、オーナーにも、障がいのある人の生活の実態などを知ってもらえたら、気持ちも少しほぐれるのではないかと思います。

私の経験したことと「エ」と「オ」が、よく似ているなというふうに思いました。

北野部会長：

山本委員ありがとうございました。

古田委員からも言ってもらったように、居住支援協議会とも連携しながら、不動産会社やオーナーの不安をなくすために、精神障がいのある人の特性などの理解を深めるための啓発の手段等について考えていく必要があります。精神障がいのある人が地域移行を進めていくときに、まずは暮らす場所がないと地域移行はできませんので、障がいの理解を深めるための戦略を考えていけたらと思います。

その際には、山本委員にも協力をお願いしたいと思います。

続きまして、議題３令和４年度の研修啓発等の実績について、報告をお願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料3の説明】

北野部会長：

はい。ありがとうございました。

資料３について、障がいのある子どもと一緒にということで、国連でも勧告を受けています。保育は、だいぶ統合保育が進んでいるという認識ですが、幼稚園で相談事例があることもあり、啓発のチラシを作らせてもらっています。

ここに記載をしている全盲の子の事例は、「しっぽおに」の遊びのときに、しっぽを見ることができなくても、しっぽに鈴をつけることで、音でわかるのではないか、一緒に楽しめるのではないかというアイデアが、こどもから出てきたという事例です。

これからも皆さんにいろいろなアイデアをいただきながら、どんどんこの建設的な対話の資料作りとか、パンフレットの作成、啓発をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

古田委員：

古田です。

資料３-２です。この間、保育所とか幼稚園で来てくれるな、みたいに言われたり、効果が見られないなら退園してほしいとか言われたりというような事例が相次いでいたので、部局またがるので難しいだろうとは思いますけども、保育所・幼稚園への啓発チラシをお願いさせてもらって、いいものができたと思っています。

ソフトな感じでまとめていただいて、内容的にも結構いい事例を入れていただきました。お互いに親も園側も不安に思うのは当たり前ですので、その不安を乗り越えて何ができるかということを話してもらえたらいいなぁということです。

これも手伝わせていただきましたが、こうやったらいけないということは裏面の真ん中に書かせてもらっています。こういったことをすると差別とか合理的配慮の不提供になるので、それを避けて、どうやったら一緒に過ごせるのかということを考えていただけたらというように思っています。

ただ、下の部分の連絡先が障がい福祉課だけになってしまっていまして、こども青少年局の記載がないのですが、だからといってこども青少年局は知らないということにはならないのでしょうが、何かあったら、こども青少年局も窓口のひとつですので、ぜひ連携してやっていただけたらと思います。

次に資料３の参考ですが、市営住宅でのトラブルが相次いでいますので、これも手伝わせてもらいました。４枚目のところから見てください。

良かれと思って、体が動くならこれぐらいやってほしいという話があるのですが、障がい特性によるしんどさが理解されていないので、そのあたりをしっかり伝えていくことが大事だろうと思います。

体は動くけれども、精神の障がいによって全く動けなくなるようなしんどい日があるということや、今まで差別を受けてきたから、それが原因で人との関係づくりが非常に苦手だったり、計算や読み書きが苦手でいじめられたりした経験があって、そういったしんどさがあるから、なかなか一緒にと言われても難しいですよということをわかっていいただくことが大事だと思って、手伝わせていただきました。

ただ、これから高齢化が進む中で、押し付け合いのようになってしまうのは避けられない状況だと思いますので、自治会活動を外注できるような仕組みを考えていただきたいです。

以前も啓発チラシを作ってもらったのですが、全住居には配付できなくて、回覧板で回したり、掲示板に貼るという形でした。ただ、掲示板に貼っているチラシを見て、自分と同じことが書いてあると思って相談につながった事例もあったので、効果があったと思っています。今回、都市整備局では、いよいよ全戸にチラシを配布しようかという話に一歩進んできたみたいなので、是非とも４枚目の下から裏面にかけてのところの、障がい特性について理解していただけるような啓発チラシにして、全戸配布していただければ、根本的な問題の解決はできないにしても、少しでも理解が進んでトラブルを回避できるように、本人が追いつめられることがないようにできたらと思っていますので、ぜひこれを今年、啓発チラシにまとめていただくという作業をお願いできたらと思っております。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。

潮谷委員：

潮谷です。

たくさんの研修と啓発を説明していただいて、いいなと思っております。ただですね、ちょっと先走ることになるのですが、資料４-２を見るとやはり教育現場における差別ということで、今回、保育・教育分野でチラシを作ってもらったかと思うのですが、小学校・中学校における啓発というところも、しっかりしていかなきゃいけないかなというふうに思いますので、その辺り今後、取り組みということで何かあれば教えていただきたいなと思いますし、今回の新採用者の研修でもですね、学校教員は入っているのか、入っていないのかというところは少し気になるところではあります。よろしくお願いします。

北野部会長：

はい。では事務局からよろしくお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

ありがとうございます。

潮谷委員がおっしゃったように、教育分野でそう言ったことを受けていると感じられている方も非常に多いということでございます。正直、あまり事例がなかったということもあるのですが、なかなかとらえきれてなかったところは正直あるのはあります。

実際、教育委員会でどういったことをされているのかというところも含めて、今後、きっちりとこういった統計の資料があるので、そういったことを踏まえて話をしていきたいなというふうに思っているところです。

新規採用者の研修ございますが、教員は入ってなくて、別になってしまいますので、それを踏まえて我々、事務職員側では別途やっていると、学校教員ではどうですかというような形で、教員側ですとか、学校での教育について、きっちり調べてですね、足りないところを補い合ってやっていきたいなというふうに思っております。

北野部会長：

はい、潮谷委員。

潮谷委員：

そうですか。ぜひ研修をやっていただきたいということと、小学校・中学校の中にそういうチラシがあって、保護者が参観のときに見ることができるというだけでも違うだろうなと思いますので、そういうこともぜひ検討していただけたらと思います。

北野部会長：

どうぞ。長谷川委員。

長谷川委員：

長谷川です。

啓発の話が出ましたので、実は私たち「大阪市手をつなぐ育成会」では、小学校・中学校に行って啓発活動を行っています。それは、学校からの依頼もありますし、他には自立支援協議会であるとか、あと社会福祉協議会を通しての依頼もあったりして行っています。今回２月に小学校、中学校合わせて何回も講演しました。ある中学校に行った時に、生徒一人一人のアンケートを先生が送ってくださいました。

大体、私たちは知的障がいや発達障がいについての啓発活動を行っていて、目に見えない障がいの方のお困り感であるとか疑似体験を主にやっていますが、その疑似体験を通して、よく理解できたという意見が多い中で、「発達障がいの人の理解が難しかった。」みたいな、そういう意見もありました。でも、ただ、そういう意見を持っておられる方がこの啓発活動を見てそれを表に出してくれたことが、すごく意義があったのではないかなと思います。だから、これを機にまたその方の見方というか考え方が少し変わってもらえればと思いました。

もし、研修を行うことがありましたらどうか、私たちに声をかけていただいて、協力し合ってやっていけたらいいかなと思います。

もう一点、この幼稚園のことです。障がいのある子どもとの建設的な対話というところですが、少し前になりますが、お母さんが保育所に入園の希望を出したら、断られたことがありました。

その時に児童発達支援の職員が一緒に行って、その子の様子を伝えたいって言ったのですが、その時に幼稚園、保育所の先生が、「何か資格をお持ちですか」という話になったらしいです。だから、園で結局その時は受け付けてもらえなかったという話を聞きました。

公の資格というか、心理士であるとか社会福祉士だとかそういうことをおっしゃってるのかもしれませんが、何かすごくそういうところを表に出してこられる方がやっぱりいるみたいなので、そういうことにこだわらず話をするというところで、受け入れるという形を、ぜひ取っていただきたいなと強く望むところです。

以上です。

北野部会長：

ありがとうございました。

長谷川委員も今、大事な話をしてくれました。一つは、この啓発でまさに障がいの方の話を聞いたときに、「あまり理解が出来なかった」と言われたことを拒否されずに、そこは正直に話せることができた、そのうえで、なんでそう思うのかというところまで、次に展開できたら本当にいい啓発になるなと思いました。

資格の話が出ましたが、保育所の先生と幼稚園の先生の場合、かなり資格を厳しくおっしゃる方がいらっしゃいますからね、これもちょっと私たちもそこは気になっていまして、そこも含めてしっかりと理解してほしいと思います。

あと、あいサポート研修は幼稚園、小学校・中学校に行っている場合があると思います。あいサポートは、大阪市市外でも、かなり小学校・中学校にも呼ばれて行っていますので、学校であいサポート研修されてる時、若干、こういうことについて展開されている可能性はあると思います。

それと潮谷委員がおっしゃったので、実は大学、高等教育の方で事例がいくつか出てきておりまして、これについては今議論しているところです。

小学校・中学校に対して、また考えていきたいと思います。ありがとうございました。

資料４の話も出ましたので、その他のところですが、説明していただけたらと思います。

松前企画調整担当課長代理：【資料4‐1，4‐2について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

今のご説明について何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

北山委員：

北山です。

資料の4－2に関しまして、実際に基幹相談支援センターの方に最近相談をいただいた事例としまして、人工心臓を埋めている方からその機械を使って生活されるという大学生の方からのご相談がありました。

手術の関係もあって1年ほど休学をされていたそうなのですが、その後人工心臓を使いながら復学されるとのことでした。その機械をしっかりと見ていくには、24時間、昼夜問わずに、そばに人がいないといけないということを病院から説明を受けておられまして、大学の授業中や通学の最中等はどうすればいいかというご相談がありました。

結局、病院の移植コーディネーターの方からは、サポート制度があるということで、講習を受けていただいた方々にサポートを基本的にお願いするか、あとは家族に付き添っていただくというところが基本になるとお話がありました。

ただ、やはりですね、大学の通学中とか授業中にずっと家族がそばにいてらっしゃるということもなかなか辛いものがありまして、何とかできないかということでした。

これは、少し好事例かもしれないですが、大学の事務の方、あと病院の方、あと地域の方々ですとか、ボランティアの方々ですとかの皆様にそういったサポート制度があるということと、何とかちょっと1時間でも2時間でも交代制でもいいので、近くにお住まいの方に少しそばにいていただけるというようなご支援を賜れないかということを、会議を重ねながら検討していた事例がありました。

結構、大学の方のお話を聞いておりますと、そこの事務の方は比較的というか非常に一生懸命考えてくださっていました。大学の職員の先生の数も足りないので、なかなかずっとそばについておくということはできないけれども、例えば、大学の中でボランティアサークルの学生さんがたくさんいらっしゃるので、その方々に勉強も兼ねて、サポーターになってもらって対応してもらえないかというようなお声掛けをしていただいたりとか、様々なご意見をいただきながら、まだ現実にはなってないのですが、その方の復学の支援ということで携わらせていただいた事例がありました。

ただ、話を聞いておりますと、大学に限らず、高校もそうですね、いろんなところで対応にばらつきがあるっていうことは聞いておりますので、今、お話に出たように小学校・中学校の啓発活動にもう少しプラスして、高校ですとか、大学の教育の現場でも、何か周知啓発がいただけたらなと思いました。以上です。

北野部会長：

ありがとうございました。

好事例をしっかりと展開して、こちらも踏まえていきたいです。初等教育だけではなくて中等教育での啓発も含めて考えていただきたいというご意見でした。

ありがとうございました。はい。

古田委員：

はい。古田です。

うちでもこの前大学の相談ケースがありました。てんかん発作で動きが激しくなってしまう方がおられまして、大学でも階段とかが危ないので、付き添いが必要になりました。そのケースは何とか重度訪問介護の対象になり、大学就学支援の制度を使って、これから復学しようかという段階ですが、今、大学は大学就学支援というのはあるけども、重度訪問介護対象になった人だけしかないですし、高校にはそういった制度がなかったりするので、そんなときは、緊急避難的に移動支援で送迎をしているということがあります。学校側もどこまでできるかというと、そんなにできないので、教育委員会と学内と、通学の支援については教育委員会で検討してもらっているような現状です。雨の日に親が同乗するタクシーであれば認めるという、それしかないので、もう少し幅広にできないのかと思いますし、学校に通学する時に親が病気のときは学校に行けないというのはまた差別に繋がりますので、そういうことがないよう、ぜひご検討をお願いしたいなと思います。

それと国の資料５の基本方針です。残念ながら、５ページから７ページに、これは正当な理由だろうというような事例が書かれてしまいました。

これから事業者に合理的な配慮の提供を求めるとすると、事業者はこんな場合は差別になるのかみたいな形でかなり懸念されて、こんな事例が出てきたと思われます。大阪府も同じようなことがあったのですが、こう書いてしまったら、これは差別ではないとか、７ページのところの合理的配慮の不提供にはならないみたいな、変なとらえ方をされると逆効果になり、免罪符を与えてしまうということにならないかというような懸念がありましたので、大阪府の方では全部このような事例は消してしまって、むしろ個別で判断すべきだろうというふうになりました。

７ページの一番下のポツなんかでも、小売店で混雑時に視覚障害の人が来たら、混雑時なので付添はできないが、買い物リストを書き留めて、商品の準備をしていくことは合理的配慮の不提供にはならないみたいな事例を書くと、混雑時はこうやればいいみたいな形で広がってしまうのが怖いです。

国もこれから法改正ということでやむなしに載せたのでしょうけども、大阪なんかでも、これを使って、これはいいだろうみたいなことにはならないように、ぜひご記憶していただけたらと思います。

北野部会長：

はい。古田委員、ありがとうございました。

６ページ７ページのところのチェックは、以下の例以外であっても該当するものがあるとか、個別の事例ごとに判断すべきであるという一応説明がありますが、事例に縛られてしまうのはまずいということです。それはおっしゃる通りです。ありがとうございました。はい。

Web参加の委員で、どなたかご発言がありますか。はい。福島委員。

福島委員：

福島です。簡潔に発言をします。

先ほどの大学での好事例の件に関してですが、大変参考になるのですが、ただ1点大学への啓発というご発言がありましたけれども、比較的学生数の多い規模の大きな大学ですと、例えば障がいのある学生さんに対する支援部局というのがあって、そこが基本的には学生さんに対する合理的配慮の提供も含めた支援体制が築かれているところでありますので、例えばその大学に啓発をされても、それは知っているというお話になるのかなあというふうに思います。

ですので、仮にその大学への啓発をされるのであれば、もう少し効果的な、例えば、比較的小規模の大学、学校に対して、どのような啓発を図っていくのかという観点から、少しお考えいただいた方がいいのかなあというふうに思いました。

私からの意見は以上です。

北野部会長：

福島委員、ありがとうございました。

これについてはまた、教えていただけたらと思います。ありがとうございます。

大畑委員：

はい。すいません。大畑です。

出前講座がもし決まりましたら、ぜひ私ども当社にも来ていただきたいと思っていますので、またその時はスケジュール等を教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

北野部会長：

民間事業者の方から大畑委員と道藤委員に来てもらっていますので、何か一言ご発言いただけましたらと思います。道藤委員よろしくお願いします。

道藤委員：

道藤でございます。

大変勉強させていただきました。民間としましては、ケースバイケースでやっぱり考えていくということをすごく大事に思っているところでして、一つ一つ大きな概念とか考え方でというよりは、ケースバイケースでしていく方がいいのかなというふうな考えです。

この資料５の基本方針のところで、これ書いちゃったらそういうふうに考えるのではないかというところでは全く同じ意見でして、これはあんまり表に出さない方が、我々の逃げ口になるんじゃないかと思いました。以上でございます。

北野部会長：

ありがとうございました。はい。では山野内委員、よろしくお願いします。

山野内委員：

はい、貴重なお話ありがとうございます。

先ほど、事務局の方からお話がございましたが、出前講座につきましては是非とも弊社もお願いしたいと思っています。また、ご連絡いただければありがたいと思います。

先ほどの基礎調査の結果のところで、公共交通機関を利用するにあたり不便さを感じるという、ご本人様で10.3％という結果を拝見しておりますが、差し支えない範囲で、具体的な内容がいくつか事例があれば、おっしゃっていただければなと思います。

北野部会長：

はい。何か、今手元にデータありますか。なければ、また、後日にでもお願いします。

山野内委員：

はい。また、後日でもよいのでよろしくお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

個別に調査票にありますように、一つ一つのマルをするところの下に括弧書きがありますので、具体例の記述があるものもございます。一応公表ベースでございますが、またご提供させていただきます。

北野部会長：

はい。また、よろしくお願いします。せっかくですので、藤井委員、一言お願いします。

藤井委員：

藤井でございます。

何点かございますけども、一つは、相談件数の数字の話です。そちらの方の数がちょっと減っているという傾向があると思うのですが、2021年9月の報告が19件で、今回大分減ってきている状況だと思います。そこで調査のところを重ね合わせると、すべての相談窓口を知らないという結果が4割出ているわけでして、そういうところで、まだまだ潜在しているような状況があるのかということの論点と重ねると繋がると思います。　山本委員がおっしゃったような話で、今回、精神疾患のところであることの兼ね合いで、差別事案ができてしまう状況がより顕著になってきている気がします。

そういうことも含めて、啓発についてどう考えるのかということについて、少し考えていく必要があるのかなぁと思います。

北野部会長：

特に、これは今痛いところを突かれましたけども、調査の中でご本人が基幹相談支援センターを差別の相談窓口として認識している方が１割にも満たないという、この基幹相談支援センターの認知をどうしていけばいいのか、これは大切なテーマなので、本当に知恵を絞って認知度を上げていかないといけないというふうに思っておるころでございます。

はい。川東委員、一言お願いします。

川東委員：

それでは、一言ということで、先ほど研修の話も出ました。

資料の3‐1・3‐2のあたりですけれども、法務局でも実は人権擁護委員とともに人権教室という形で、いろいろと人権に関する啓発の一環として、そういったいわゆる研修を承っているところであります。ぜひ我々の機関もご利用いただけたらと思います。

特に、小学校・中学校・高校の研修がございますけれど、まさにこういった障がい者差別解消という意識を広めていくには、やはり子どもたちの教育等の中で意識を植え付けていくということが重要だと思いますので、我々もそういった活動を行っておりますので、ぜひ協力させていただきたいと思います。そういった際は、ぜひご相談いただけたらと思います。以上です。

北野部会長：

はい。これはいい話を聞きました。そのような場合はどこに連絡したらいいでしょうか。

川東委員：

大阪法務局の人権擁護部に連絡いただければ、啓発とかそういった人権教室のことは第３課というところがやっております。もし、わからなければ私を通していただければ結構です。送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

北野部会長：

是非ともよろしくお願いします。井上委員も一言お願いいたします。

井上委員：

井上です。

いつもいろいろな話を聞いて勉強させていただいていますが、発達障がい者支援センターをご利用いただいた方の不快や不便さを感じる方が教育を受ける時にこんなに多いとは、自分でもびっくりしているところです。

もし、よければ具体的な内容を後で教えていただけるとありがたいです。

私自身が、最近、高校生からのご相談を受けることがあって、公立のすごく勉強ができる方が行かれる高校ですが、ご本人が集団で授業を受けるのがとてもしんどいようで、学校にも相談をされてご本人も頑張っていたのですが、適応障がいになって、しんどくなって何か月も休むようになったところですね、学校も何とかしたいけれど、やっぱり集団が基本だからどうしょうもないというところで、ご本人も行きたいけれども、楽しいんだけれども、避けられないと言うところで、結局最後はサポート校に移れるようになったんですが、なんかすごくもったいないなぁと思っています。インクルーシブ教育ということなので、教育の受け方を法律の中でもいろいろと選択できるようになってほしいなぁと思いました。

北野部会長：

　不快さや不便さを感じると答えた内容の具体的な事例がありましたら、またお願いします。

松前代理：

　具体的な事例につきましては、皆さんにまた情報提供させていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

北野部会長

　手嶋委員、よろしくお願いします。

手嶋委員：

　我々は、当事者であり、障がい者差別をされる方、というと語弊があるかもしれませんが、昔は、障がいがあると表に出られないということで大分苦労しました。今は、このような形で障がい当事者としてこのようなかかわりをもてたこと、皆さんのご意見はすごくありがたいです。

　障害者差別解消法について、いろいろな考え方がありますが、いかに障がい者が自分で、ひとりで歩けるかということではないかと思います。いろいろな意見、こうしたらいけないとか、こうしたらいいとか、いろいろな意見があると思いますが、そのようなたくさんの意見が出るということが本当にありがたいことだと思っています。これからもいろいろな機会を通じてやっていかないといけないと思っています。

　障がい者差別の解消に向けて、先に進んでいくように動いていきたいと思います。みなさんご協力をお願いいたします。

北野部会長：

手嶋委員、ありがとうございました。

ウェブで参加いただいている末永委員、なにかございますでしょうか。

末永委員：

　差別解消とは少しそれてしまうかもしれませんが、私どもも、障害者権利条約の件につきましては、第12条のいわゆる日本の成年後見制度についても、今日の議論が参考になったといいますか、さらに考えていく必要があると思ったところでございます。

北野委員：

　末永委員、ありがとうございました。

　私たちもこれから第12条についてどう展開していくのか一緒に考えていけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

北野部会長：

　ありがとうございます。

　最後に副部会長、まとめをお願いいたします。

辻川委員：

　ありがとうございます。

いつも思うのですが、たくさんのご意見やお話をしていただきましてありがとうございます。他の協議会にも参加させていただいていますが、こんなにみなさんから意見が出るところは他にないのではないかと思っています。

　大阪市の部会は、障害者差別解消法の趣旨にすごく合致していると思います。ご参加いただいた委員の皆さまも、事務局の皆さまにも感謝したいと思っております。

　やはり根幹にあるのは、インクルーシブ教育だと思います。大阪の場合はずいぶん前からそういう素地があって、それが障がい理解につながっているのだろうと思います。小さいときから一緒に育つと同じように配慮ができるし、何といっても発想がやわらかいです。「しっぽおに」の事例もそうですが、合理的配慮というのは、柔らかい頭で、導き出されるものだろうと思いました。

　チラシや、実際の疑似体験、グループホームの様子をビデオで見てもらうというのは、本当に有効だと思います。

　基本方針につきましては、合理的配慮の不提供にあたらないという事例が記載されたことについて、削除すべきだという意見をパブリックコメントにて日弁連として出しました。これからもいろいろ意見を発信していきたいと思っています。

　私からは以上です。ありがとうございました。

北野部会長：

ありがとうございました。

では、本日予定された議事がすべて終了いたしましたので、マイクを事務局にお返しいたします。

花田課長：

　大阪市福祉局障がい者施策部企画調整担当の花田でございます。

　本日は何かとご多忙の中、ご出席、ご議論を賜りまして、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

会議の中でも話題に出ておりましたように、改正障害者差別解消法の施行が来年４月１日と決定をされまして、いよいよ残り１年になってまいりました。

来年度、令和５年度は、対応要領の改正のほか、市民、事業者への周知啓発などを強化していく必要があります。改正後の円滑な施行に向け、また障がいを理由とする差別の解消に向けまして、教育分野や住宅分野など関係部局、関係機関とも連携を図りながら、さらに取組を進めて参りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。